

高知県立特別支援学校再編計画【第一次】

知的障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校

- 子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うために —

平成22年1月

高知県教育委員会

目 次

高知県立特別支援学校再編計画【第一次】策定に当たって	2
I 高知県における特別支援学校の在り方についての検討の経緯	
1 高知県における特別支援学校の在り方について	3
2 高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会	3
3 高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会「意見のまとめ」	3
II 特別支援学校の現状と課題	
1 概 況	5
2 現状と課題	
(1) 知的障害特別支援学校	6
(2) 肢体不自由特別支援学校	7
III 特別支援学校再編計画の概要	
1 背 景	8
2 基本的な考え方	8
3 再編整備の主なねらい	8
4 再編整備の内容	8
IV 特別支援学校再編の実施計画	
1 知的障害特別支援学校の再編	9
2 肢体不自由特別支援学校の再編	10
3 再編の進行計画	10
4 第一次再編期間における県立特別支援学校の状況	11
<資料>	
資料 1 知的障害特別支援学校児童生徒在籍者数の推移	12
資料 2 知的障害特別支援学校別児童生徒在籍者数の推移	13
資料 3 重複障害のある児童生徒の在籍率	14
資料 4 肢体不自由特別支援学校児童生徒在籍者数の推移	15
資料 5 肢体不自由特別支援学校別児童生徒在籍者数の推移	16
資料 6 学校教育法等の一部を改正する法律の概要	17
資料 7 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ	18

高知県立特別支援学校再編計画【第一次】策定に当たって

平成19年4月1日に一部改正された学校教育法が施行され、従来の盲・聾・養護学校の制度は、複数の障害種別を受け入れることができる特別支援学校の制度に転換されるとともに、特別支援学校においては、小学校、中学校及び高等学校等からの要請に応じて、在籍する障害のある児童生徒等の教育に関して助言・援助に努めることなどが明示されました。

また、平成18年12月22日に公布・施行された改正教育基本法においては、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」との規定が新設され、特別支援教育の実施が教育の憲法ともいえる教育基本法に明確に位置付けられました。

これらの法改正を受け、障害のある子どもたちへの教育は「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行う」という理念のもと、特別支援教育としてさらなる充実に向けスタートをきりました。

県教育委員会では、このような国の動向を受けて本県の特別支援教育の一層の推進を図るため、平成21年1月16日に「高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会」を設置しました。検討委員会では、特別支援教育が推進される中で新たに生じた早急に対応しなければならない知的障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校の課題について検討を行い、8月27日には検討委員会から「意見のまとめ」として提言をいただきました。10月29日には、この「意見のまとめ」を基に策定した高知県立特別支援学校再編計画【第一次】を素案として公表し、保護者や関係者をはじめ地域での説明会を実施するとともに、広く県民の皆さまからもご意見を募集してきました。

本再編計画は、さきの素案に対する皆さまのご意見やご提言を踏まえ、さらに検討を加え成案として策定したものであり、ノーマライゼーションや特別支援教育の理念に基づき、教育条件を整備するとともに、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導及び支援を一層充実していくことを目的とした内容となっています。

高知県教育委員会においては、この再編計画に基づき、平成22年度から今後の特別支援学校を牽引する特色ある学校を目指した再編整備に着手してまいりますので、県民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成22年1月

高知県教育長 中 澤 卓 史

I 高知県における特別支援学校の在り方についての検討の経緯

本県では、平成16年12月の中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」を受け、平成17年度以降、二つの検討委員会を設置し、子ども一人一人のニーズに応じた教育の充実と改善に努めてまいりました。

1 高知県における特別支援学校の在り方について（H17.12「審議のまとめ」抜粋）

- 障害のある児童生徒を専門的な立場から生涯にわたって支援するため、特定の障害に対応した学校の設置を基本とする。
- 新たな学校（分校）の設置については、今後の児童生徒数の推移、地域性、専門性、同一障害の幼児児童生徒の学習集団を確保する等の観点を十分考慮したうえで判断する必要がある。
- 中山間地を多く抱え、東西に広い県土の実状等を踏まえ、幡多地域については、複数の障害に対応する学校を設置する必要がある。

2 高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会（H21.1.16設置）

（目 的）

高知県における特別支援教育の推進を図るため、県立特別支援学校の在り方について検討する。

（検討事項）

知的障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校の再編に関すること。

3 高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会「意見のまとめ」（H21.8.27）

【知的障害特別支援学校】

- 県中央部における知的障害のある児童生徒数の増加に伴う、山田養護学校、日高養護学校の教室数不足や校舎の狭隘化を解消し、学校規模の適正化を図るなど教育条件を改善するためには、新たな学校等の設置が必要である。
- 山田養護学校、日高養護学校に在籍する児童生徒の居住地を考慮した場合、新たな学校の設置は、県中央部及び県東部が望ましい。
- 県中央部への学校設置については、今後の知的障害教育の一層の充実を見越した長期的展望に立った学校が望ましい。
 - ・新たに設置する学校は、新設とともに既存の県有施設の活用など、同一敷地内への併設、併置の方向性についても検討する必要がある。
 - ・新たに設置する学校は、福祉就労や企業就労を見据えたキャリア教育や余暇指導に力を入れた青年期教育に重点を置くなど、特色ある教育実践を取り入れる学校が望ましい。
- 東部地域への学校設置については、より身近な地域の学校で専門教育を受けたいという本人及び保護者のニーズに応えるとともに、遠距離通学に伴う保護者の負担軽減や地域における交流及び共同学習の推進を図るといった観点から、地域の学校の中への分校の設置についても検討する必要がある。

【肢体不自由特別支援学校】

- 肢体不自由教育をより充実するためには、医療や療育との連携が不可欠である。そのため、高知若草養護学校本校と子鹿園分校との統合については、児童生徒の教育的ニーズや本人及び保護者の意向を十分把握するとともに、療育福祉センターの今後の在り方を注視しながら、長期的ビジョンに立ち関係部署と緊密な連携のもと慎重に対応していく必要がある。
- 子鹿園分校については、学習集団を確保し教育効果を高めるとともに、学校機能を有効活用するため、地域からの通学生及び本校からの転校希望者を受け入れるなど、特別支援教育制度のもとで学校の役割を見直す必要がある。
- 児童生徒の障害の多様化に対応するため、理学療法士や言語聴覚士などとの連携により、教員の専門性を向上させ指導内容や支援の在り方を一層充実する必要がある。

II 特別支援学校の現状と課題

1 概況

県内には14校の特別支援学校(県立11校、公立1校、国立1校、私立1校)が設置されており、平成21年度の幼児児童生徒の総数は、861人となっています。

【各学校の設置学部、在籍幼児児童生徒数等】

(平成21年5月1日現在)

No	障害の種類	学校名 (所在地)	在籍数					合計	寄宿舎
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科		
1	視覚障害	県立盲学校 (高知市)	2	5	1	7	13	28	○
2	聴覚障害	県立高知ろう学校(高知市)	1	8	7	9	8	33	○
3	知的障害	県立山田養護学校(香美市)	—	36	50	80	—	166	○
4	知的障害	県立日高養護学校(日高村)	—	14	48	84	—	146	○
5	知的障害	県立中村養護学校 (四万十市)	—	8	23	44	—	75	○
6	肢 体 不 自 由	県立高知若草養護学校 (高知市)	—	32	21	20	—	73	○
7		同 子鹿園分校 (高知市)	—	4	1	—	—	5	
8		同 国立高知病院分校 (高知市)	—	6	0	9	—	15	
9		同 土佐希望の家分校 (南国市)	—	5	11	8	—	24	
10	病弱	県立高知江の口養護学校 (高知市)	—	7	15	20	—	42	○
11		同 高知大学医学部附属病 院分校 (南国市)	—	3	1	—	—	4	
12	知的障害	高知市立養護学校 (高知市)	0	31	29	65	—	125	
13	知的障害	(国立) 高知大学教育学部 附属特別支援学校(高知市)	—	16	18	25	—	59	
14	知的障害	(私立) 光の村養護学校 土佐自然学園(土佐市)	—	—	18	28	20	66	○
総 計			3	175	243	399	41	861	8

※ 中村養護学校幡多希望の家分校は、中村養護学校本校に統合しました。

※ 国立高知病院分校は、同病院に入院している病弱者にも対応していますが平成21年度(5月1日現在)の在籍はありません。

2 現状と課題

(1) 知的障害特別支援学校

山田養護学校

<現状>

香美市に設置され、小学部から高等部普通科までの12年間の一貫教育を行っています。自宅が遠隔地で通学が困難な児童生徒のために寄宿舎を設置するとともに、通学生のためにスクールバスを運行しています。小学部、中学部への入学者が増加しているのが特徴で、早期から知的障害の専門教育を望む傾向が強いことがうかがえます。

<課題>

近年、在籍児童生徒数が急増し、本年度(平成21年5月1日現在)は前年度に比べ20名増の166名にまで増加しました。このため、教室不足や校舎の狭隘化が進むなど、教育条件の改善が早急に対応しなければならない課題となっています。

また、安芸市、室戸市及び安芸郡内に自宅のある児童生徒が、約40名在籍していますが、この子どもたちは、県東部に特別支援学校がないため、遠距離通学や寄宿舎での生活を送っています。

日高養護学校

<現状>

日高村に設置され、小学部から高等部普通科までの12年間の一貫教育を行っています。自宅が遠隔地で通学が困難な児童生徒のために寄宿舎を設置するとともに、通学生のためにスクールバスを運行しています。特に、高知市在住の児童生徒の入学が増加してきているのが特徴で、在籍者数に占める割合は平成11年度に約16%(10名)であったものが、平成21年度は約35%(51名)となっています。

<課題>

平成16年度以降、115名前後で推移していた在籍児童生徒数は昨年度131名、本年度(平成21年5月1日現在)146名と急増し、特別教室の普通教室への転用やプレハブ教室の設置などで対応してきましたが、早期に児童生徒数の適正化を図るなど抜本的な対応が必要となっています。

中村養護学校

<現状>

四万十市に設置された県西部唯一の特別支援学校で、小学部から高等部普通科までの12年間の一貫教育を行っています。自宅が遠隔地で通学が困難な児童生徒のために寄宿舎を設置するとともに、通学生のために平成20年度からスクールバスの運行を開始しています。在籍児童生徒数は、平成2年の112名から減少を続けていましたが、ここ5年間は70名~80名で推移しています。

<課題>

幡多希望の家分校の本校への統合に伴い、肢体不自由のある児童生徒への教育対応を引き継いでいます。今後は、肢体不自由教育など複数の障害に対応する学校としての役割が求められています。

(2) 肢体不自由特別支援学校

高知若草養護学校

<現状>

県内全域を校区とする肢体不自由特別支援学校で、小学部から高等部普通科までの12年間の一貫教育を行っています。

自宅が遠隔地で通学が困難な児童生徒のために寄宿舎を設置するとともに、通学生のために高知市2コース、須崎市方面及び日高村方面各1コースの計4コースでスクールバスを運行しています。平成20年度は在籍児童生徒の約86%が重複障害のある児童生徒となるなど、近年、在籍児童生徒の障害の重度重複化が進んでいますが、この中には、緊急的な医療対応が必要な児童生徒も含まれており、医療機関が近隣にないため緊急時の搬送など、その対応が課題となっています。また、全体の約81%の児童生徒が定期的に療育福祉センターでのリハビリテーションを受けています。

<課題>

今後は理学療法士や作業療法士などの専門家や医療機関との連携強化により、児童生徒の障害の重度重複化や指導内容の多様化に対応する専門性を一層充実していく必要があります。

子鹿園分校

<現状>

隣接する療育福祉センター内にある肢体不自由児施設に入所する児童生徒の義務教育を保障してきましたが、近年、この肢体不自由児施設への入所者が減少しています。

<課題>

在籍児童生徒数が急減し適切な規模の学習集団の確保ができなくなってきました。通学生を受け入れるなど、今までの分校の役割を見直し学校機能を充実する必要があります。

国立高知病院分校、土佐希望の家分校

<現状>

国立高知病院分校は、国立病院機構高知病院内に設置されている重症心身障害児施設に入所中の児童生徒の教育を行っています。また、小児病棟に入院する学齢児童生徒に対しても病弱教育を行っていますが、昨年度及び今年度(平成21年5月1日現在)は在籍する児童生徒はいません。

土佐希望の家分校は、隣接する重症心身障害児施設「土佐希望の家」に入所中の児童生徒の教育とともに、県東部を中心とした在宅への訪問教育を行っています。

両校とも保護者の送迎による通学生を受け入れています。

Ⅲ 特別支援学校再編計画の概要

1 背景

平成19年4月1日に一部改正された学校教育法が施行され、「幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び支援を行う」という理念のもと特別支援教育が新たな制度としてスタートしました。

この特別支援教育が推進される中、本県では、県中央部の県立知的障害特別支援学校における児童生徒数の急増や、肢体不自由特別支援学校における在籍児童生徒の障害の重度重複化、また、肢体不自由児施設に手術、リハビリテーションを受けるために入所する児童生徒の義務教育を保障する目的で設置されている分校の児童生徒数の急減等の新たな課題が生じています。

これらのことから、学校規模の適正化や一人一人のニーズに応じた教育の充実といった観点から、特別支援学校の再編が必要となっています。

2 基本的な考え方

本県の特別支援学校は、障害のある幼児児童生徒を専門的な立場から生涯にわたって支援するため、特定の障害に対応した学校の設置を基本とします。

- ・ ノーマライゼーションや特別支援教育の理念に基づき、特別支援学校の一層の充実を図ります。
- ・ 本県の特別支援教育を牽引していく時代の流れにあった特色ある学校を設置していきます。
- ・ 効果的な教育活動を行ううえでの学校規模の適正化を図るとともに、児童生徒や保護者のニーズに応じた教育活動を展開します。
- ・ 県東部及び県西部の特別支援学校については、東西に広い地理的特性等を踏まえ、複数の障害に対応するなど、新たに創設された特別支援学校の制度を本県の実情に応じて活用していきます。

3 再編整備の主なねらい

- 障害のある児童生徒ができるだけ身近な地域の学校に就学できるようにします。
- 安全で行き届いた教育を保障する教育環境を整備し、学校規模の適正化を図ります。
- 既存の学校の専門性や施設・設備を活用して、特定の障害に専門的に対応する特別支援学校を設置します。
- 職業教育の充実及び関係機関との連携に基づく移行支援の充実を進めます。
- 特別支援学校を地域における特別支援教育のセンターとして機能を充実します。

4 再編整備の内容

- 現在の県立特別支援学校11校を、将来的には12校の特別支援学校に再編整備します。
- 平成22年度から23年度の2年間を第一次再編期間に位置づけ整備を進めます。

IV 特別支援学校再編の実施計画

1 知的障害特別支援学校の再編

(1) 分校の新設

【山田養護学校分校】

開校予定年度	平成23年度
設置場所	田野町
特別支援学校のタイプ	知的障害特別支援学校（知的障害とその他の障害を併せ有する児童生徒も含まれます。）
設置学部	小学部、中学部、高等部（普通科）
定員	小中学部は全学年とも対象者全員 高等部については、第1学年若干名の募集 ※ 但し、山田養護学校本校からの転入者は全学年
特色	○中芸高等学校施設内併置 ○地域の小中学校等との交流及び共同学習の推進 ○地域との交流による共生社会の実現 ○東部地域の特別支援教育のセンター的機能を有する学校 ○スクールバスによる通学

【日高養護学校分校】

開校予定年度	平成23年度
設置場所	高知市
特別支援学校のタイプ	知的障害特別支援学校
設置学部	高等部（普通科）
募集定員	第1学年16名（第1学年2学級 ※1学級8名）
特色	○高知ろう学校敷地内へ別棟による併置 ○職業教育や余暇指導に力を入れた青年期教育に重点を置いた教育実践 ○聴覚障害、知的障害が連携した教育と相談の充実

(2) 複数の障害に対応する特別支援学校

【中村養護学校】

実施予定年度	平成23年度
特別支援学校のタイプ	知的障害・肢体不自由の障害部門に対応する特別支援学校
設置学部（知・肢）	小学部、中学部、高等部（普通科）
定員	小中学部は全学年とも対象者全員 高等部については、第1学年若干名の募集
特色	○知的障害及び肢体不自由への教育対応 ○幡多地域の特別支援教育のセンター的機能を有する学校

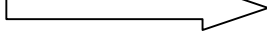
2 肢体不自由特別支援学校の再編

○高等部の設置及び通学生の受入

【高知若草養護学校子鹿園分校】

実施予定年度	平成22・23年度
特別支援学校のタイプ	肢体不自由特別支援学校
設置学部	小学部、中学部、高等部（平成23年度から）
定員	小中学部は全学年とも対象者全員（平成22年度から） 高等部については、第1学年若干名の募集（平成23年度から）
特色	○通学生及び本校からの転校生の受入 ○高等部の新設（平成23年度から） ○療育福祉センターと連携した自立活動の充実 ○地域のニーズに応じた専門的な教育の実現

3 再編の進行計画

特別支援学校 (障害部門)	H22年度	H23年度	H24年度以降
山田養護学校分校 (知的障害)	施設・設備の改修	小中高等部を設置し 4月から受入を開始	
日高養護学校分校 (知的障害)	施設・設備の改修	高等部を設置し4月 から受入を開始	
中村養護学校 (知的・肢体)	施設・設備の改修	肢体不自由部門を開 設し4月から肢体不 自由の受入を開始	
高知若草養護学校 子鹿園分校 (肢体不自由)	小中学部に通学生及 び本校からの転校生 の受入を開始	高等部を設置し4月 から受入を開始	
高知若草養護学校 (肢体不自由)	○子鹿園分校に本校を移転し、子鹿園分校と統合のうえ、子鹿園分校を本校とすることについては、関係部局と連携のもと、長期的展望に立って検討していく。		

<付帯する事項>

高知ろう学校については、敷地内に日高養護学校分校を設置するが、複数の障害には対応せず、専門的な聴覚障害教育を存続させるとともに、聴覚障害教育のセンター的機能の充実を図るものとする。

4 第一次再編期間における県立特別支援学校の状況

(1) 平成22年度

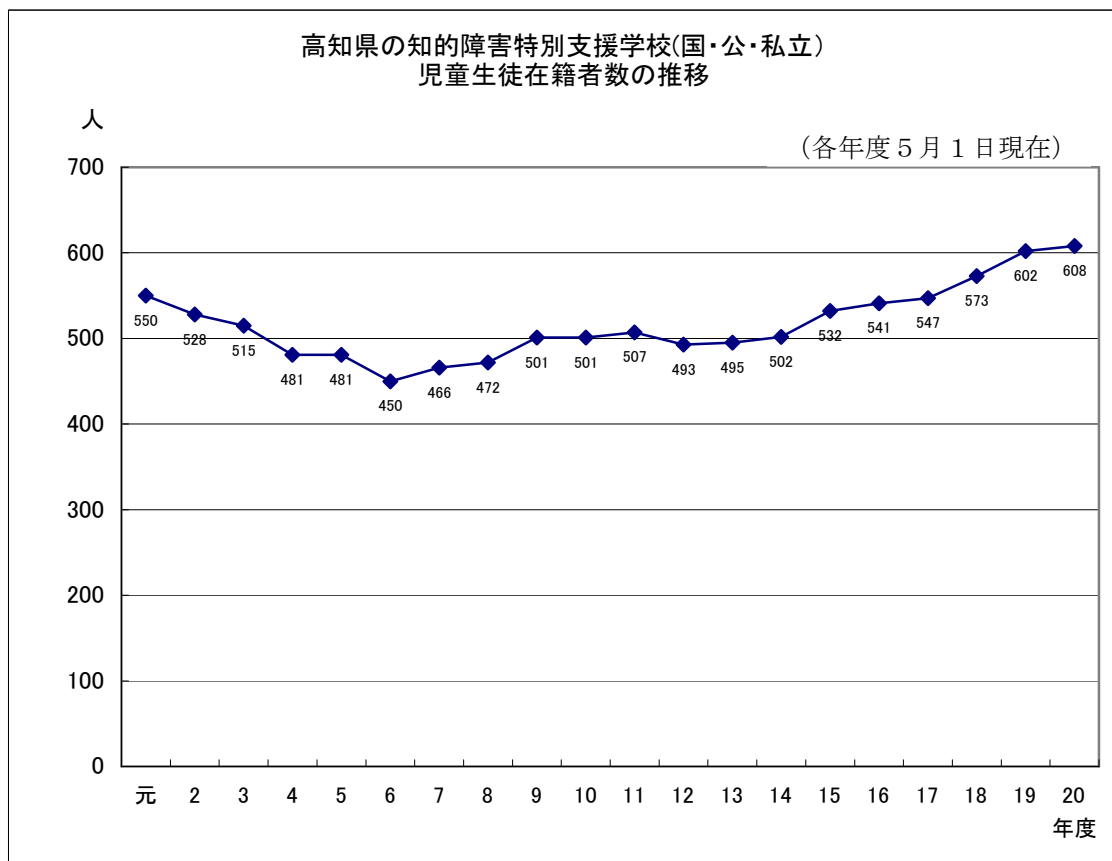
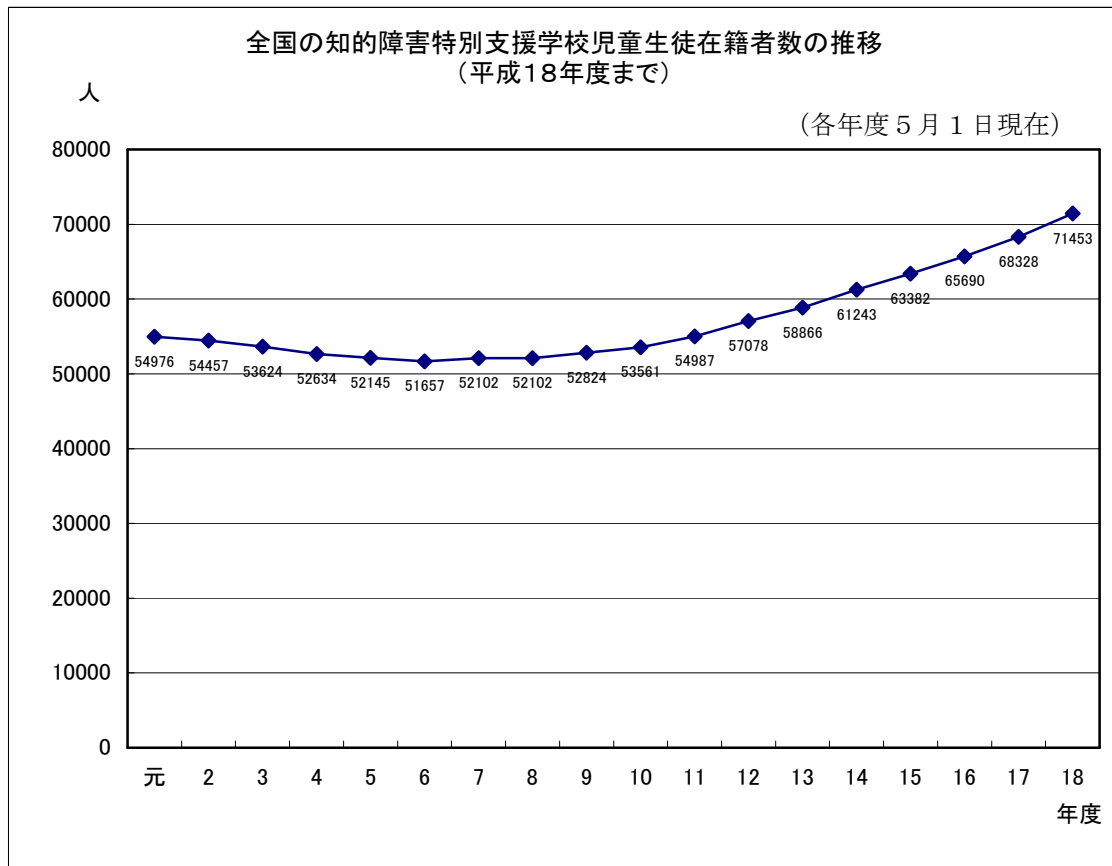
学 校		本・分	障害部門	設置学部	備 考
1	盲学校	本校	視覚障害	幼・小・中・高・専	
2	高知ろう学校	本校	聴覚障害	幼・小・中・高・専	
3	山田養護学校	本校	知的障害	小・中・高	
4	日高養護学校	本校	知的障害	小・中・高	
5	中村養護学校	本校	知的障害	小・中・高	
6	高知若草養護学校	本校	肢体不自由	小・中・高	
7	同 子鹿園分校	分校	肢体不自由	小・中	通学生及び本校からの転校生の受入
8	同 国立高知病院分校	分校	肢体不自由(病弱)	小・中・高	
9	同 土佐希望の家分校	分校	肢体不自由	小・中・高	
10	高知江の口養護学校	本校	病 弱	小・中・高	
11	同 高知大学医学部附属病院分校	分校	病 弱	小・中	

(2) 平成23年度

学 校		本・分	障害部門	設置学部	備 考
1	盲学校	本校	視覚障害	幼・小・中・高・専	
2	高知ろう学校	本校	聴覚障害	幼・小・中・高・専	
3	山田養護学校	本校	知的障害	小・中・高	入学区域の見直し
4	同 ○○分校	分校	知的障害	小・中・高	新設
5	日高養護学校	本校	知的障害	小・中・高	
6	同 ○○分校	分校	知的障害	高	新設
7	中村養護学校	本校	知的障害	小・中・高	肢体不自由 部門の新設
			肢体不自由	小・中・高	
8	高知若草養護学校	本校	肢体不自由	小・中・高	
9	同 子鹿園分校	分校	肢体不自由	小・中・高	高等部の新設
10	同 国立高知病院分校	分校	肢体不自由(病弱)	小・中・高	
11	同 土佐希望の家分校	分校	肢体不自由	小・中・高	
12	高知江の口養護学校	本校	病 弱	小・中・高	
13	同 高知大学医学部附属病院分校	分校	病 弱	小・中	

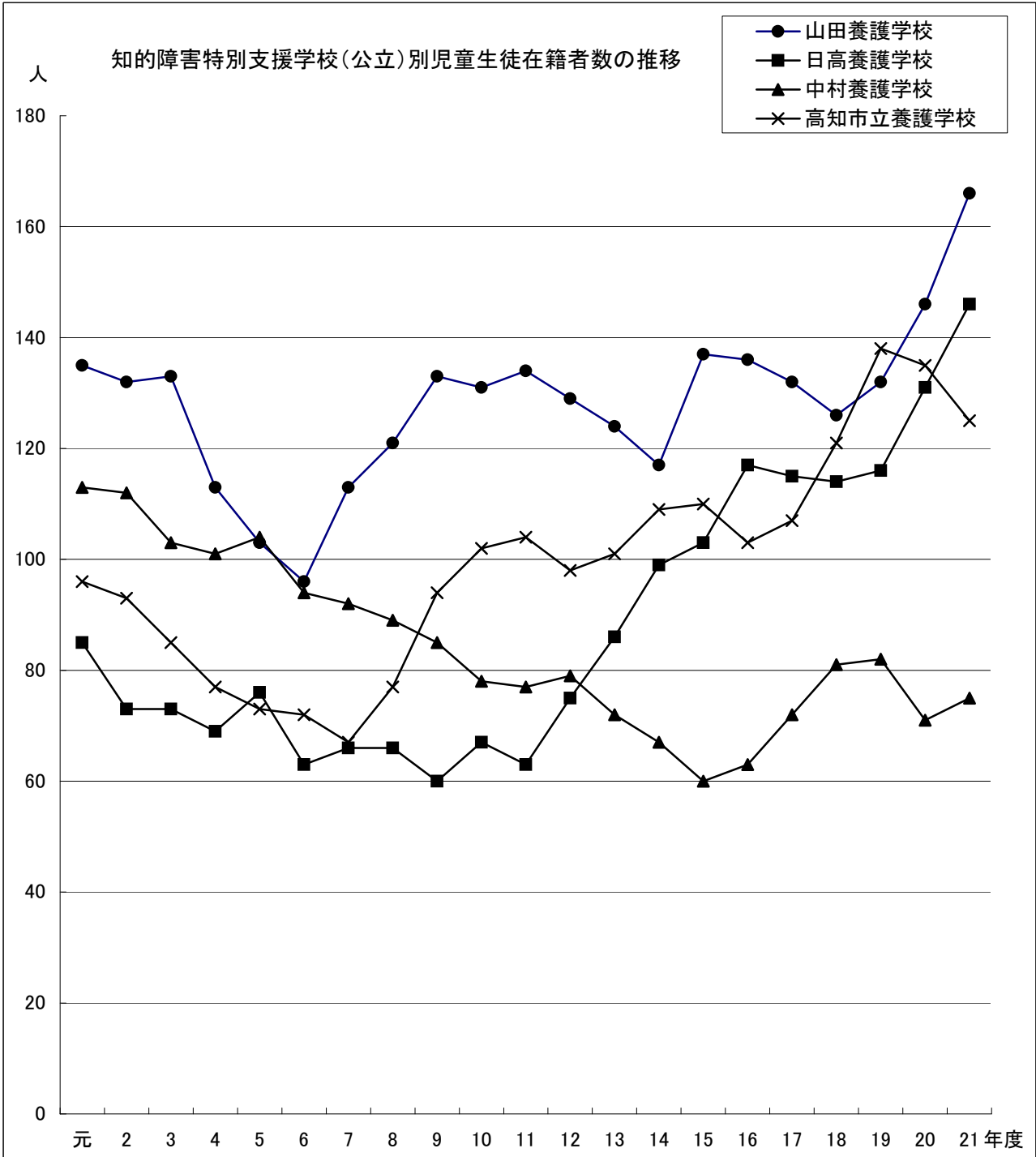
資 料

資料 1	知的障害特別支援学校児童生徒在籍者数の推移	12
資料 2	知的障害特別支援学校別児童生徒在籍者数の推移	13
資料 3	重複障害のある児童生徒の在籍率	14
資料 4	肢体不自由特別支援学校児童生徒在籍者数の推移	15
資料 5	肢体不自由特別支援学校別児童生徒在籍者数の推移	16
資料 6	学校教育法等の一部を改正する法律の概要	17
資料 7	盲・聾・養護学校から特別支援学校へ	18

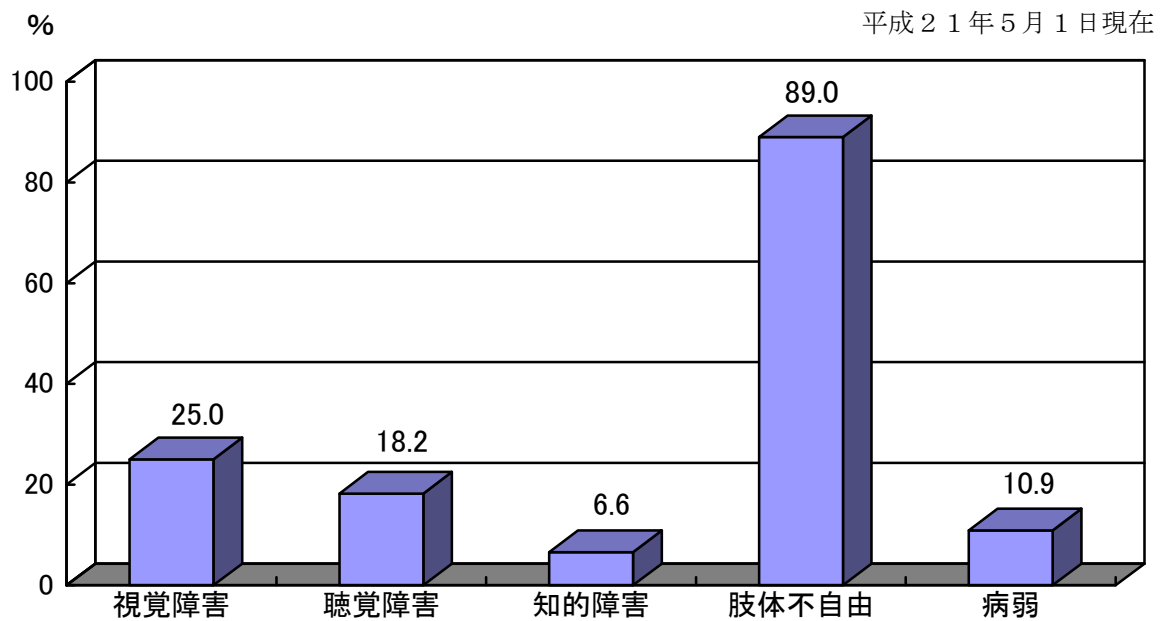


知的障害特別支援学校(国公立)別児童生徒在籍者数の推移(各年度5月1日)

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
山田養護学校	135	132	133	113	103	96	113	121	133	131	134	129	124	117	137	136	132	126	132	146	166
日高養護学校	85	73	73	69	76	63	66	66	60	67	63	75	86	99	103	117	115	114	116	131	146
中村養護学校	113	112	103	101	104	94	92	89	85	78	77	79	72	67	60	63	72	81	82	71	75
高知市立養護学校	96	93	85	77	73	72	67	77	94	102	104	98	101	109	110	103	107	121	138	135	125
附属特別支援学校	69	68	70	71	69	68	65	60	60	59	61	60	62	61	61	58	60	60	60	61	59
計	498	478	464	431	425	393	403	413	432	437	439	441	445	453	471	477	486	502	528	544	571

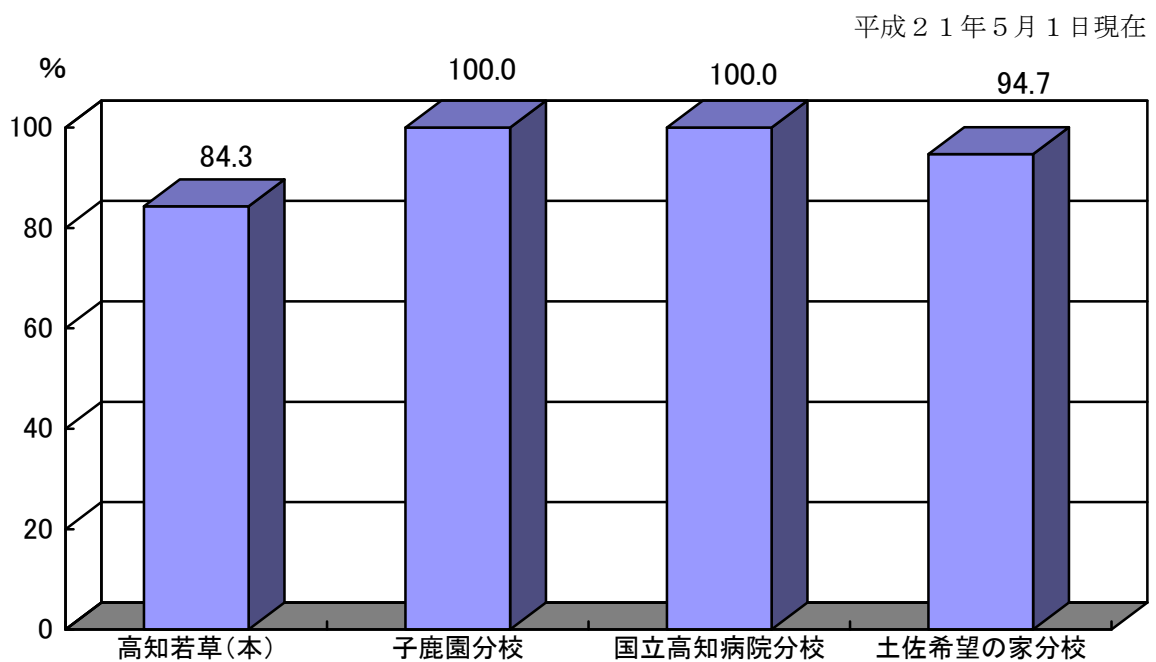


県立特別支援学校における重複障害のある児童生徒の在籍率

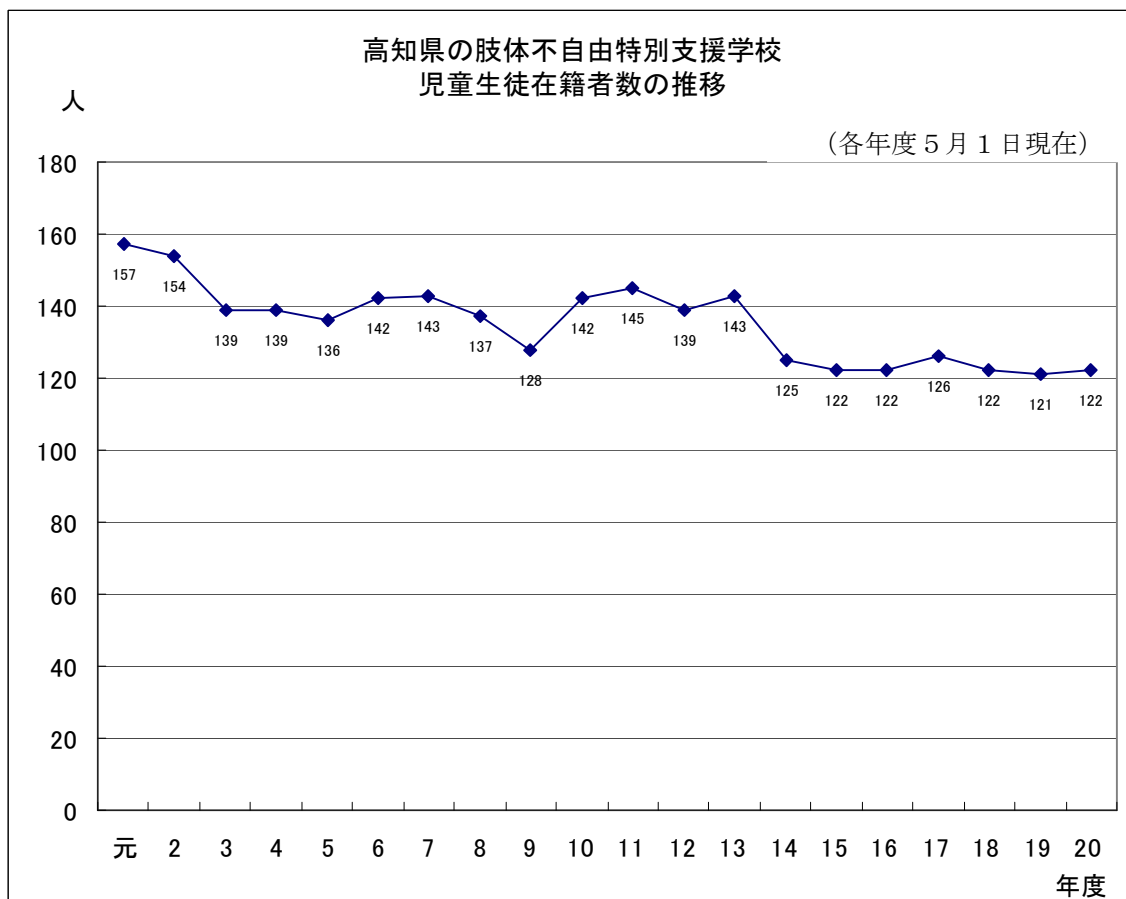
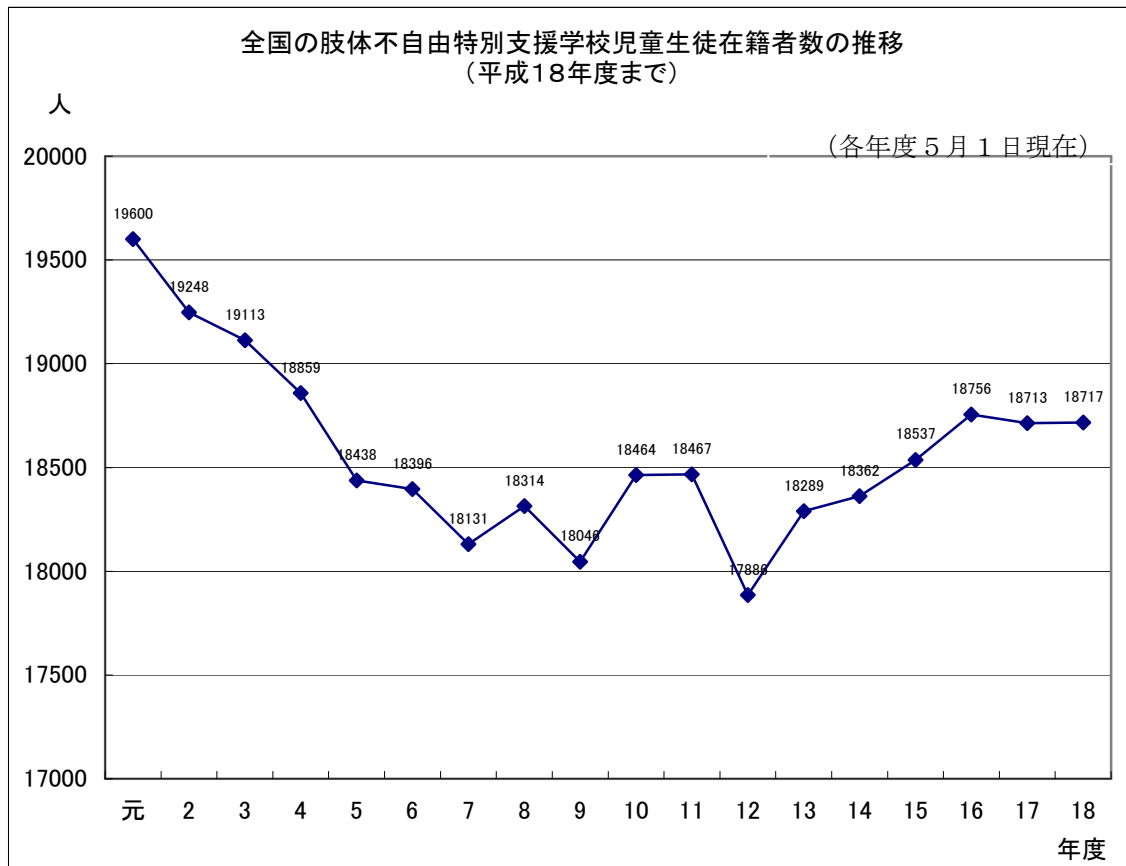


※訪問教育対象者は除く

肢体不自由特別支援学校における重複障害のある児童生徒の在籍率

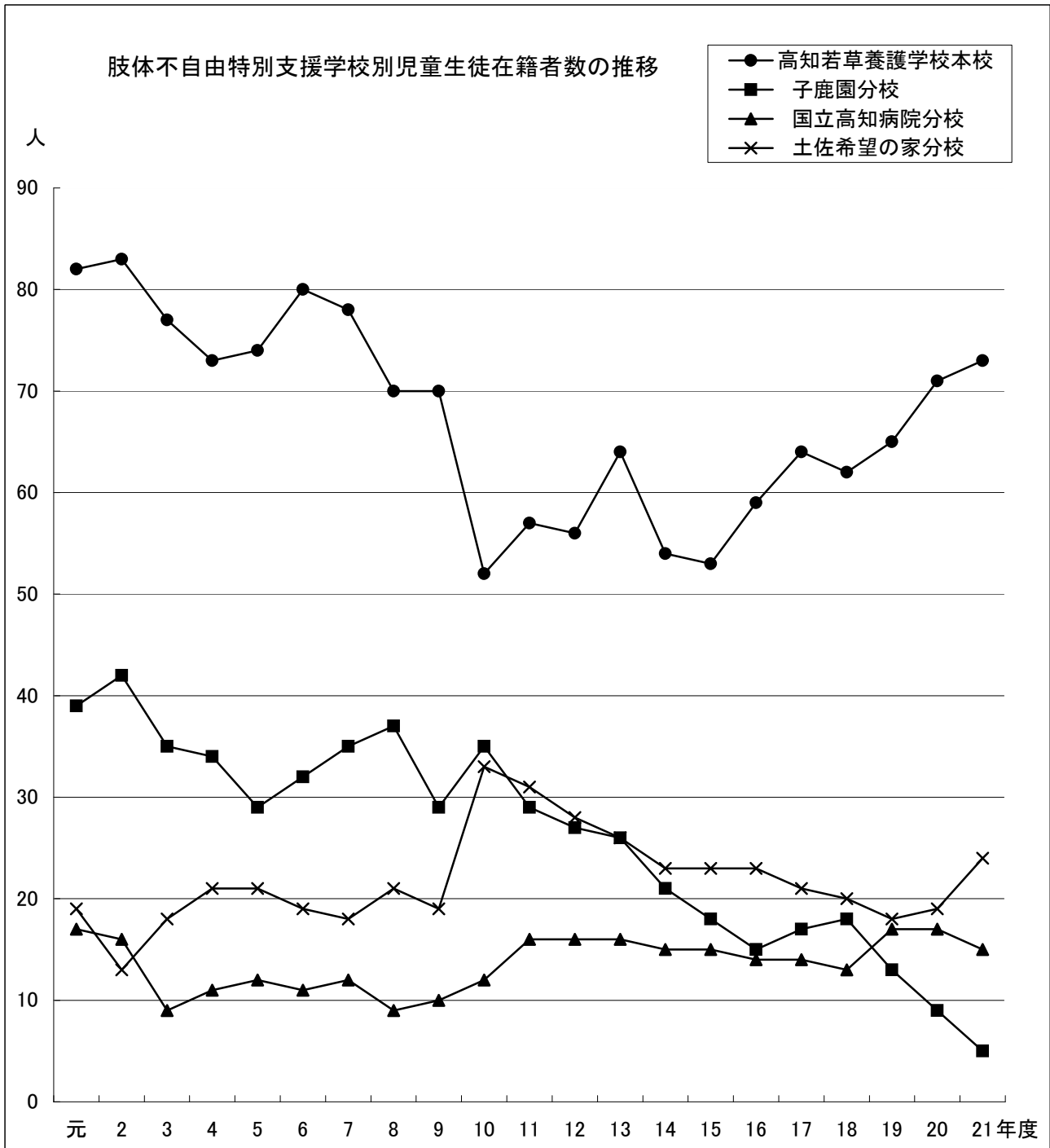


※訪問教育対象者は除く



肢体不自由特別支援学校別児童生徒在籍者数の推移(各年度5月1日)

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
高知若草養護学校 本校	82	83	77	73	74	80	78	70	70	52	57	56	64	54	53	59	64	62	65	71	73
子鹿園分校	39	42	35	34	29	32	35	37	29	35	29	27	26	21	18	15	17	18	13	9	5
国立高知病院 分校	17	16	9	11	12	11	12	9	10	12	16	16	16	15	15	14	14	13	17	17	15
土佐希望の家 分校	19	13	18	21	21	19	18	21	19	33	31	28	26	23	23	23	21	20	18	19	24
計	157	154	139	139	136	142	143	137	128	132	133	127	132	113	109	111	116	113	113	116	117



学校教育法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正を行う。

概要

学校教育法の一部改正

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

教育職員免許法の一部改正

- ・現在の盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とし、当該免許状の授与要件として、大学において修得すべき単位数等を定めるとともに、所要の経過措置を設ける。

その他関係法律の一部改正

- ・特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改めることに伴い、関係法律について所要の規定の整備を行う。

施行期日

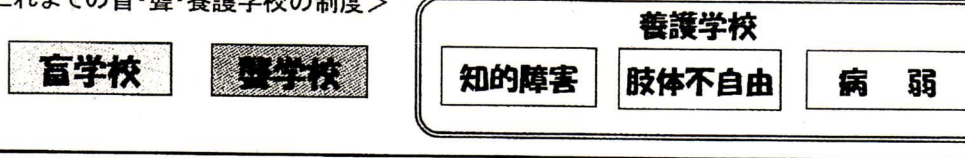
平成19年4月1日

盲・聾・養護学校 から 特別支援学校へ

～学校教育法の一部改正(H19.4.1施行)について～

小・中学校、高等学校等の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含め、障害のある児童生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う「特別支援教育」が始まります。

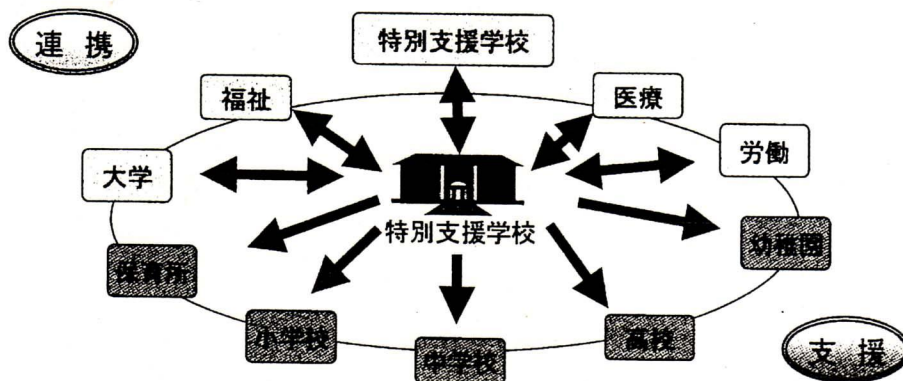
<これまでの盲・聾・養護学校の制度>



特別支援教育への転換
(学校教育法の一部改正)

特別支援学校

盲・聾・養護学校の制度を弾力化し、設置者の判断により、複数の障害種別を教育の対象とすることができる学校制度です(これまでのように特定の障害種別に対応した学校も設置できます)。



- 従来の盲・聾・養護学校と同様に、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む）を対象とします。
- 児童生徒の障害の重度・重複化に適切に対応した教育の充実を図ります。
- 特別支援学校のセンター的機能を通じ、小・中学校等に在籍しているLD、ADHD等を含む障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。
- 福祉・医療・労働等の関係機関と連携・協力しながら、就学前から学校卒業後を見据えた一貫した支援の充実を図ります。